

平成30年度第12回教育委員会定例会 会議録

◇ **開催年月日** 平成31年3月20日（水） 16時00分開会
17時20分閉会

◇ **開催の場所** 教育委員会室

◇ **出席者**

教育長	杉元 羊一
委員（職務代理者）	津曲 貞利
委員	高島 まり子

◇ **欠席委員**

委員	桃木野 聡
委員	立元 千帆

◇ **説明のため出席した者の職氏名**

管理部長	緒方 康久	教育部長	中崎 新一郎
総務課長	森崎 浩文	施設課長	米盛 光明
文化財課長	池田 雅光	美術館副館長	久保田 稔
図書館副館長	柿元 正子	学務課長	大脇 俊朗
学校教育課長	下江 嘉誉	保健体育課長	竹之下 浩徳
青少年課長	楠原 豊	生涯学習課長	吉松 健二
少年自然の家所長	永吉 眞一	中央学校給食センター所長	松山 英作

◇ **書記**

総務課主幹	堀田 竜也	総務課主査	池田 香織
-------	-------	-------	-------

◇ 議事日程

1 開 会

2 会議成立の宣言

3 会議録署名者の指名

4 会議の公開等について

5 議 案

定第 4 4 号議案 鹿児島市教育委員会事務局等の職員の任免の件

定第 4 5 号議案 鹿児島市教育委員会組織及び事務分掌等に関する規則一部改正の件

定第 4 6 号議案 鹿児島市教育委員会事務委任等規則一部改正の件

定第 4 7 号議案 鹿児島市教育委員会事務補助執行規程一部改正の件

定第 4 8 号議案 鹿児島市立学校管理規則一部改正の件

定第 4 9 号議案 鹿児島市スポーツ推進委員に関する規則廃止の件

定第 5 0 号議案 鹿児島市立学校施設照明設備使用料条例施行規則廃止の件

定第 5 1 号議案 鹿児島市吉田文化体育センター管理規則廃止の件

定第 5 2 号議案 鹿児島市桜島総合体育館管理規則廃止の件

定第 5 3 号議案 鹿児島市松元平野岡体育館管理規則廃止の件

定第 5 4 号議案 鹿児島市茶山ドームまつもと管理規則廃止の件

定第 5 5 号議案 鹿児島市民体育館管理規則廃止の件

定第 5 6 号議案 鹿児島市喜入総合体育館管理規則廃止の件

定第 5 7 号議案 鹿児島市吉田運動場管理規則廃止の件

定第 5 8 号議案 鹿児島市郡山総合運動場管理規則廃止の件

定第 5 9 号議案 鹿児島市郡山早馬球技場管理規則廃止の件

定第 6 0 号議案 鹿児島市郡山花尾運動場管理規則廃止の件

定第 6 1 号議案 鹿児島市桜島溶岩グラウンド管理規則廃止の件

定第 6 2 号議案 鹿児島市松元平野岡運動場管理規則廃止の件

定第 6 3 号議案 鹿児島市松元せせらぎ広場管理規則廃止の件

定第 6 4 号議案 鹿児島市東開庭球場管理規則廃止の件

定第 6 5 号議案 鹿児島市喜入総合運動場管理規則廃止の件

定第 6 6 号議案 鹿児島市松元武道館管理規則廃止の件

定第 6 7 号議案 鹿児島市松元弓道場管理規則廃止の件

定第 6 8 号議案 鹿児島市喜入武道館管理規則廃止の件

定第 6 9 号議案 鹿児島市吉田多目的屋内運動場管理規則廃止の件

定第 7 0 号議案 鹿児島市桜島多目的広場管理規則廃止の件

定第 7 1 号議案 鹿児島市郡山体育館管理規則廃止の件

定第 7 2 号議案 鹿児島市教育委員会人事評価実施規程一部改正の件

定第 7 3 号議案 鹿児島市教育委員会の任命に係る技能労務職員就業規則一部改正の件

定第 7 4 号議案 鹿児島市立図書館条例施行規則一部改正の件

定第 7 5 号議案 鹿児島市社会教育指導員に関する規則一部改正の件

6 報告事項

- (1) 平成30年度鹿児島市立小・中・高等学校教職員の人事評価結果について
- (2) 平成30年度鹿児島学習定着度調査の結果について
- (3) 第66回鹿児島県下一周市郡対抗駅伝競走大会結果について
- (4) 平成30年度鹿児島市社会教育委員の会議結果について
- (5) 武・田上公民館改修工事の完了について
- (6) 鹿児島市美術品等取得基金による美術品の購入について
- (7) 市議会関係の審議結果等について
- (8) 教育委員会関係の主な行事について

7 その他

8 閉会

◇ 会議要旨

1 開会

教育長 それではただいまから、平成30年度第12回教育委員会定例会を開会いたします。

2 会議成立の宣言

教育長 本日は桃木野委員と立元委員が欠席しておりますが、定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

3 会議録署名者の指名

教育長 本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。本日の会議録署名は、高島委員と私の方で執り行います。

4 会議の公開等について

教育長 次に、会議の非公開についてお諮りします。定第44号議案と報告事項(1)は人事・人選に係る案件でありますので、非公開で傍聴禁止とする取り扱いとし関係部課長までの出席としたいと思いますが、ご異議ありませんか。
(異議なしの声)

教育長 ご異議もないので、そのように取り扱います。

5 議案

定第44号議案 鹿児島市教育委員会事務局等の職員の任免の件

原案可決

【 本 議 案 は 非 公 開 】

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

6 報告事項

(1) 平成30年度鹿児島市立小・中・高等学校教職員の人事評価結果について

【 本 報 告 は 非 公 開 】

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

定第45号議案 鹿児島市教育委員会組織及び事務分掌等に関する規則一部改正の件

原案可決

定第46号議案 鹿児島市教育委員会事務委任等規則一部改正の件

原案可決

定第47号議案 鹿児島市教育委員会事務補助執行規程一部改正の件

原案可決

定第48号議案	鹿児島市立学校管理規則一部改正の件	原案可決
定第49号議案	鹿児島市スポーツ推進委員に関する規則廃止の件	原案可決
定第50号議案	鹿児島市立学校施設照明設備使用料条例施行規則廃止の件	原案可決
定第51号議案	鹿児島市吉田文化体育センター管理規則廃止の件	原案可決
定第52号議案	鹿児島市桜島総合体育館管理規則廃止の件	原案可決
定第53号議案	鹿児島市松元平野岡体育館管理規則廃止の件	原案可決
定第54号議案	鹿児島市茶山ドームまつもと管理規則廃止の件	原案可決
定第55号議案	鹿児島市民体育館管理規則廃止の件	原案可決
定第56号議案	鹿児島市喜入総合体育館管理規則廃止の件	原案可決
定第57号議案	鹿児島市吉田運動場管理規則廃止の件	原案可決
定第58号議案	鹿児島市郡山総合運動場管理規則廃止の件	原案可決
定第59号議案	鹿児島市郡山早馬球技場管理規則廃止の件	原案可決
定第60号議案	鹿児島市郡山花尾運動場管理規則廃止の件	原案可決
定第61号議案	鹿児島市桜島溶岩グラウンド管理規則廃止の件	原案可決
定第62号議案	鹿児島市松元平野岡運動場管理規則廃止の件	原案可決
定第63号議案	鹿児島市松元せせらぎ広場管理規則廃止の件	原案可決
定第64号議案	鹿児島市東開庭球場管理規則廃止の件	原案可決
定第65号議案	鹿児島市喜入総合運動場管理規則廃止の件	原案可決
定第66号議案	鹿児島市松元武道館管理規則廃止の件	原案可決
定第67号議案	鹿児島市松元弓道場管理規則廃止の件	原案可決
定第68号議案	鹿児島市喜入武道館管理規則廃止の件	原案可決
定第69号議案	鹿児島市吉田多目的屋内運動場管理規則廃止の件	原案可決
定第70号議案	鹿児島市桜島多目的広場管理規則廃止の件	原案可決
定第71号議案	鹿児島市郡山体育館管理規則廃止の件	原案可決
定第72号議案	鹿児島市教育委員会人事評価実施規程一部改正の件	原案可決
定第73号議案	鹿児島市教育委員会の任命に係る技能労務職員就業規則一部改正の件	原案可決
定第74号議案	鹿児島市立図書館条例施行規則一部改正の件	原案可決
定第75号議案	鹿児島市社会教育指導員に関する規則一部改正の件	原案可決

教育長 それでは引き続き議案の審査に移らせていただきます。定第45号議案から75号議案については、規則の改正または廃止について関連した部分がございますので、別紙におきまして一括して説明をお願いします。

事務局 定第45号議案から75号議案までは、規則等の改正・廃止に関する議案で、その概要をA4横の「定第45号議案～定第75号議案関係資料」としてまとめております。主にこちらの資料に基づいて、説明させていただきます。資料は、左から、議案番号、規則等の名称、規則等の概要、主な改正・廃止内容を記載しております。まず、定第45号議案から48号議案につきましては、いずれも平成31年4月の組織整備に伴う規則改正でございます。関係する組織整備の一つは、スポーツ振興策の一体的な推進及び施設管理の集約化による効

果的・効率的な運営の強化を図るため、スポーツに関する事務のうち、学校における体育に関する事務を除き市長部局に移管することによるもの、もう一つは東桜島支所と桜島支所を廃止し、桜島地域全体を所管する新たな桜島支所を設置することによるものでございます。なお、桜島の庁舎の所在地や住民サービス窓口は、現在と変わりません。定第45号議案「鹿児島市教育委員会組織及び事務分掌等に関する規則」、定第46号議案「鹿児島市教育委員会事務委任等規則」、定第47号議案「鹿児島市教育委員会事務補助執行規程」、定第48号議案「鹿児島市立学校管理規則」の規則改正につきましては、今回の組織整備等に伴い、それぞれ一覧表右側の「主な改正・廃止内容」に記載しておりますとおりに改正いたします。2ページ目をお開きください。次に、定第49号議案「鹿児島市スポーツ推進委員に関する規則」、定第50号議案「鹿児島市立学校施設照明設備使用料条例施行規則」及び、定第51号議案から次のページの定第71号議案までの、鹿児島市吉田文化体育センターなど21の体育施設における管理規則につきまして、スポーツに関する事務を市長部局に移管することに伴い、廃止いたします。これらの廃止する教育委員会規則については、市長部局において対応した規則を新たに制定することとしております。次に、定第72号議案「鹿児島市教育委員会人事評価実施規程の一部改正」でございます。議案書綴りでは、64ページから66ページですので、併せてご覧ください。これは、平成31年度から、市の課長以上の職員について人事評価の結果を給与に反映することに伴い、第8条として、「人事評価の結果は、被評価者の任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用するものとする。」という条文を追加するとともに、人事評価の対象とならない職員の定義について記載のとおり見直しを行うものです。次に、定第73号議案「鹿児島市教育委員会の任命に係る技能労務職員就業規則の一部改正」でございます。議案書綴りでは、67ページから69ページです。これは、働き方改革関連法の施行に伴い、年10日以上有給休暇が付与される技能労務職員に対して、年5日については所属長が時季を指定して取得させることが義務付けられたことに伴い、関係条文を整備するものです。次に、定第74号議案「鹿児島市図書館条例施行規則の一部改正」でございます。議案書綴りでは、70ページから72ページです。これは、性的少数者への配慮等を目的として、全庁的に公文書の性別記載欄を見直すことに伴うもので、性別により対応が異なるものや性別に配慮する必要があるもの、法律・県条例等により様式等が定められているもの等の理由のある場合を除き、公文書の性別記載欄を削除いたします。これに伴い、図書館の「個人利用申込書」から、性別に関する記載を削除するものです。なお、今回の性別記載欄の見直しにより、規則改正が必要となるものは本件のみでございますが、その他要綱等で規定しております様式等におきましても、見直しが必要なものにつきましては改正いたします。次に、定第75号議案「鹿児島市社会教育指導員に関する規則の一部改正」でございます。議案書綴りでは、73ページから75ページです。これは、地方公務員法の改正により、平成32年度から会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、条

文整理を行うものです。現在、本市教育委員会では、学校図書館司書等の「嘱託員」については、地方公務員法第3条第3項第3号の「特別職非常勤職員」として、また各課で雇用する臨時職員については同法第22条の「臨時的任用職員」として任用しております。法改正により32年度から「特別職非常勤職員」や「臨時的任用職員」として任用できる職が厳格化され、現在の臨時職員等の多くが「会計年度任用職員」の職に移行することが見込まれております。そのようなことから、学校図書館司書等の「嘱託員」や「臨時職員」をこれまでの身分で任用できるのは、来年度までとなり、32年度からは「会計年度任用職員」として新たに任用することとなります。なお、会計年度任用職員の勤務条件等については、現在、市長事務部局も含め検討中でございます。法改正に伴い、規則改正が必要となるものは本件のみでございますが、見直しが必要な要綱等につきましては改正いたします。以上で定第45号議案から75号議案までの説明を終わります。よろしくご審議の上、議決くださいますようお願いいたします。

教育長 定第45号議案から75号議案について説明がございました。何かご質疑はございませんか。

委員 65ページの人事評価のところですが、今回人事評価が給与にも反映されるということが趣旨だと思うのですが、ここで改正理由の中に人事評価結果を任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用するとともに、人事評価の対象とならない職員の定義を見直すとなっておりますが、人事評価の対象とならない職員の定義はどのように見直されたのか、どこを見ればわかりますか。

事務局 66ページに新旧対照表がございます。これまで3ヶ月に満たない職員であったところを2ヶ月に満たない職員に見直しました。

委員 1月短くしたということですか。

事務局 そうです。

委員 それはどういう趣旨なのですか。

事務局 趣旨については確認させていただきます。

委員 異議を申しているわけではないのですが、何か理由があるのだらうと思いついて。

教育長 これに関しましては、確認して次回の会議でご説明したいと思っております。それでは定第45号議案から75号議案につきましては議案どおりとすることに異議ございませんか。

(異議なしの声)

教育長 ご異議もないので、定第45号議案から75号議案につきましては原案どおりといたします。

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

6 報告事項

(2) 平成30年度鹿児島学習定着度調査の結果について

教育長 それでは次の説明をお願いいたします。

事務局 報告事項関係資料（２）をご覧ください。平成３０年度鹿児島学習定着度調査の結果について報告いたします。本調査は県教育委員会が実施し、県内小・中学校を対象とした調査でございます。１の（１）の「趣旨」にありますように、児童・生徒の学力や学習状況について調査し、指導方法の改善・充実を図ることを目的としております。調査の内容、実施日は、（２）、（３）のとおりです。対象につきましては、全ての市立小・中学校が対象となりますが、一倉小は小学５年生に在籍者がいなかったため実施しておりません。それでは、２の「学力調査の結果」について説明いたします。各教科・学年ごとに、基礎・基本、思考・表現、全体に分け、市・県の平均通過率とその差を示しております。本市の平均通過率は表の中の太線で囲んだ部分でございます。また、「全体」につきましては、平成２９年度の県との差をカッコで示しております。小学校は、社会の「思考・表現」、算数の「基礎・基本」及び「全体」、理科の「基礎・基本」以外において県平均通過率を上回っております。中学校は、全ての教科で「基礎・基本」、「思考・表現」、「全体」のいずれも県平均通過率を上回っております。また、昨年度の結果と比較しますと、国語の全学年、数学の中２、理科の小５と中２で伸びが見られました。なお、お示しはしていませんが、例年の課題として、「思考・表現」に関する問題で、無回答が多く見られる状況があります。このことについて、年間を通して研修会等で重点的に指導してきたところ、今回は改善が見られましたので、引き続き、指導していきたいと考えております。今後、更なる詳細な分析を行い、その結果を基に対策を示し、各学校の指導方法の改善につながるよう取り組んでまいります。結果等につきましては、市のホームページでも公表いたします。以上でございます。

教育長 この件に関しまして、お聞きになりたいことがありましたらご質問ください。

委員 例えば英語を見た時にこれは市だけではなく県もそのようですが、正解率が中２の方が低いですね。

事務局 問題が標準化されていない部分もございますので、その時の問題によって差が出ているのではないかと考えます。

教育長 ５月には県の定着度調査と全国学力・学習状況調査が並行して進んでいくかたちになります。全国学力・学習状況調査の傾向として何かありますか。

事務局 定着度調査は全国学力・学習状況調査の１年前に行います。傾向としてはやはり似てきているということは感じております。私どもとしてはその問題を見ながら、この部分が落ちていきますので指導の時には充実してくださいというように常にフィードバックはしているのですが、なかなか上がってこないというもどかしさは感じているところでございます。

教育長 来年度の全国学力・学習状況調査では英語のヒアリングが入ってくるということでございます。それでは次の報告事項に移らせていただきます。



(3) 第66回鹿児島県下一周市郡対抗駅伝競走大会結果について

教育長 報告事項(3)につきまして説明をお願いします。

事務局 報告事項関係資料(3)をご覧ください。第66回県下一周市郡対抗駅伝大会の結果についてご報告いたします。本大会は、2月16日から20日までの5日間、53区間、584kmで行われました。鹿児島チームの結果は、総合2位、昨年より14分33秒短縮しましたが、優勝には届かなかったところです。なお、4日目には、その日一番でゴールに飛び込み日間賞をとっております。4は、スタッフ及び選手の一覧で、区間賞、ヒーロー賞、敢闘賞を獲得した選手の右側に、それぞれ「区」などと記載してあります。以上でございます。

委員 ヒーロー賞というのはどのような賞ですか。

事務局 ヒーロー賞というのは新聞社が決定する賞でございます、その日一日全てのチームの中で一人、MVPということで選ばれる選手です。

委員 区間賞と違ってタイムだけではないということですか。

事務局 そうですね。もちろん区間で素晴らしい新記録を作ったりというのもございますが、その日のチームにとってレースを左右するような、例えばビリぐらいで走っていたのがぐっと上位にまでチームを引き上げたとか、そういった視点で選ばれているようでございます。

委員 はい分かりました。

教育長 他にご質問はありませんか。それでは次に移ります。



(4) 平成30年度鹿児島市社会教育委員の会議結果について

教育長 次に、報告事項(4)について、説明をお願いします。

事務局 報告事項(4)ですけれども、資料はA4一枚の概要版と協議のまとめの2つございます。説明につきましてはA4の概要版でいたしますのでお願いいたします。平成30年度鹿児島市社会教育委員の会議の結果につきましては、裏面にありますように、学校関係者、社会教育関係者、家庭教育関係者、学識経験者で構成された20名の委員による意見や提言が別添のとおりまとめられ、永山恵子議長より報告をいただきました。では表面をご覧ください。「協議のまとめ」を概要版として整理したものでございます。テーマを「地域のつながりをつくる社会教育の役割 ～学びを通じた人づくり～」と設定し、「保護者としての学びを支援する学習機会を充実させ、学びの成果を家庭生活に生かすための具体的方策」を視点に、4回協議を行いました。協議のまとめとしまして5つの提言がなされ、(1)講座や研修会等の内容・実施方法の工夫・改善について、具体例としてはアンケート調査や聞き取り調査等により保護者のニーズ

を把握するということ、(2)民間の団体と行政が連携した講座について、具体例として、家庭教育や子育ての支援を専門に活動している団体の把握を行うこと、(3)参加できない又は参加しない保護者への対応については、講座等の記事をSNSやホームページ、広報紙等で発信する、学習内容や方法を工夫するということが出されました。(4)学びの成果を家庭生活に生かすための手立てについてでは、具体例として、保護者相互のコミュニケーションが図られる雰囲気づくりを行うということが出されております。(5)家庭での実践に向けた取組については、具体例として、地域全体で子育て中の保護者を見守ることの大切さの広報・啓発等が示されました。これらの提言につきましては、今後の施策の参考にするとともに、社会学級やPTA等の各種研修会の資料として活用し、本市の家庭の教育力向上に努めてまいりたいと考えております。以上で報告を終わります。協議のまとめにつきましては後ほどお目通しいただければと思います。

教育長 ただいまの報告についてお聞きになられたい事がございますか。

委員 社会教育委員の会議の大体が生涯学習についてが多いのですが、昨今の事情の中で、保護者としての学びを支援する学習機会という視点が入ってきています。従来学校の中で保護者というものを取り扱う傾向が強かったと思うのですが、社会教育委員の会議において、やはり保護者のサポートといったところに、学校教育に加えて社会教育の立場から、例えば町内会だとか、企業だとかを巻き込みながら、保護者に対して何か支援したいとアプローチしているように見えるのですが、これは今回からの傾向なのでしょうか。やはり子供の虐待などが問題になっておりますし、そこに学校現場としても限界を感じたりとかということがあるのですが、それに対して社会教育の立場から支援をしたりするというような方向性にあるのかどうかそこを確認したいです。

教育長 まず、保護者というのはこの場では、どのような捉え方になっているのでしょうか。学校の生徒の保護者とかそういうことなのか、それとももっと広いものなのでしょうか。

事務局 中心は小中学校の児童生徒の保護者ということですがけれども、私達の社会教育の中では、幼児に対する家庭教育支援も含まれておりますので、少し広い範囲で話し合いを進めています。

教育長 そして2点目の質問についてお願いします。

事務局 社会教育の推進は、公民館等で講座をすとか生涯学習に対するアプローチもありますけれども、家庭教育への支援という大事な分野もありますので、その中でこれまでも保護者の家庭教育に対する支援ということで、例えば学校において家庭教育学級を開設すとか、PTAと連携しながら家庭教育充実研修会を行うというような形で、成人教育の一つとして家庭教育を支援しております。

教育長 協議のまとめの冊子の1ページに、それに近い背景が書かれているようです。1ページ目の「はじめに」のところの中段付近、「また、委員からは、協議のまとめを行う中で、家庭と地域とのつながりが希薄化していることや、保護者

が身近な人から子育てを学んだり助け合ったりする機会の減少など、子育てや家庭教育を支える地域環境が変化してきていることなどの課題が出て、本年度はこのテーマになった」という記述があるようでございますので、おそらく前年度の委員の議論の中から、学校の児童生徒の保護者という事もあわせて幅広いところでそのような視点が生み出されてきたのかなと思っているところでございますが、それでよろしいでしょうか。

事務局 はい。

委員 ありがとうございます。今回事件がありまして、全国的な問題になって、国会でも時間を割くようになってきて、これに対して社会教育の立場から地域で家庭教育に対して支援をしていくというのは非常に重要です。やはり本市でも取り組みを考えていかないといけないという気がしますね。

教育長 概要版でも「参加できない保護者」、「参加しない保護者」と保護者の対応を二つ想定しているところが、現実的に苦労している表れなのかなと思っております。

委員 そうですね。

教育長 またこれらをもとに大きな課題になっている部分を含めて社会教育・生涯学習として取り組んでまいりたいと思います。

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

(5) 武・田上公民館改修工事の完了について

教育長 続きまして報告事項（5）についてお願いします。

事務局 それでは報告事項（5）武・田上公民館改修工事について、A3の写真入りの資料でご説明いたします。地域公民館の改修工事につきましては、次期公民館整備の基本方針に基づき、平成24年度の中央公民館から始まり、昨年度伊敷公民館の改修を実施いたしまして、順次整備をしているところでございます。武・田上公民館は、老朽化への対応やバリアフリー、利便性の向上や機能の拡充を図るため、昨年6月から休館して改修工事を行い、平成31年3月1日に完成いたしました。改修内容といたしまして、写真に示しておりますように、エレベーターの新設、授乳室の新設、トイレの改修等を行いました。リニューアルオープニングセレモニーを3月23日土曜日の10時から開催する予定にしております。なお、31年度につきましては、鴨池公民館の改修を予定しているところでございます。以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

教育長 ただいまの報告につきましてお聞きになりたい事はありますでしょうか。

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

(6) 鹿児島市美術品等取得基金による美術品の購入について

教育長 次に、報告事項（６）について説明をお願いします。

事務局 報告事項関係資料（６）をご覧ください。鹿児島市美術品等取得基金による美術品の購入について概要をご報告いたします。１の購入美術品は①海老原喜之助の油彩画１点と②能勢一清の日本画、三幅対１点の計２点でございます。２の購入理由ですが、海老原喜之助の「霧島より見た桜島」は、海老原が描いた数少ない桜島の絵の一つで、また、戦後間もなく人吉市に滞在していた際の貴重な油彩画でもあります。購入金額は２００万円で、個人から購入するものでございます。能勢一清の「富士図」は、薩摩の江戸後期を代表する絵師による、伝統的な狩野派の様式が窺える作品です。当館では一清が描いた三幅対の人物画１点を収蔵していますが、本作品は異なるモチーフである三幅対の山水画となります。購入金額は５０万円で、個人から購入するものでございます。いずれも、美術品収集の基本方針に沿い、コレクションの充実につながるために購入するものでございます。３の購入予定日は、平成３１年３月２７日でございます。２ページ目は、作品の図版でございますので、お目通しを願います。以上で報告を終わります。

教育長 この件に関しまして、お聞きになりたいことがありましたらご質問ください。では次の報告事項に移らせていただきます。



(7) 市議会関係の審議結果等について

(8) 教育委員会関係の主な行事について

教育長 報告事項（７）及び（８）について説明をお願いします

事務局 それでは議案綴りの７６ページをご覧ください。報告事項（７）の市議会関係の審議結果等について、ご説明いたします。平成３１年第１回市議会定例会におきまして、「平成３１年度鹿児島市一般会計予算」ならびに、「平成３０年度鹿児島市一般会計補正予算」がそれぞれ原案通り可決されました。議決日は３１年度予算が本日、３０年度補正予算が２月２０日でございます。なお、資料には記載しておりませんが、教育長の任免について同意を求める議案が３月１２日、議会に提案され、杉元教育長の再任が本日、同意されましたのでご報告いたします。続きまして、報告事項（８）教育委員会関係の主な行事についてご説明いたします。市立美術館におきまして、３月２９日から５月６日まで「棟方志功展」を開催いたします。次に、入学式でございます。市立小中学校が４月８日、市立高等学校及び玉龍中学校が４月９日に行われる予定となっております。以上でございます。

教育長 この件につきまして何かご質問ありますでしょうか。

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

7 その他

教育長 それでは最後に事務局の方から何かありますでしょうか。

事務局 それでは4月の定例会についてご連絡いたします。日時につきましては4月25日木曜日16時からを予定しております。よろしくお願いいたします。

8 閉会

教育長 今日が本年度最後の定例会となりましたが、この1年を通して委員の皆様には活発な議論を重ねていただき、誠にありがとうございました。それでは、以上をもちまして本日の定例会を終了いたします。

【以上】